

農林水産省地球温暖化対策総合戦略の改定に向けて

(食農審・林政審・水政審地球環境小委員会合同会議における検討とりまとめ)

戦略改定の背景及びとりまとめの位置づけ

○ 現在、「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」¹⁾に基づき、京都議定書6%削減約束の達成に向け、

- ① 森林吸収量目標1,300万炭素トン（基準年総排出量比3.8%）の確保を図るため、平成19年度から第1約束期間末の平成24年度までの6年間に、毎年20万ha、合計120万haの追加的整備等による森林吸収源対策
- ② 「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大」に向けた工程表に基づく、食料と競合しない稲わら、林地残材、間伐材等のセルロース系未利用バイオマス資源の活用及び技術開発
- ③ 食品産業等の環境自主行動計画の取組
- ④ 施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策
- ⑤ 環境保全型農業の推進による施肥量の適正化・低減
- ⑥ 家畜排せつ物の高度利用（炭化等）や飼料用国産稲わら確保等畜産分野の温室効果ガス排出削減対策
- ⑦ 漁船の省エネルギー対策

については、削減（吸収）目標値の確実な達成等に向け、施策の加速化を行うとともに、

- ⑧ 今後避けることができない地球温暖化の農林水産業への影響に対応するための生産安定技術の開発、収量や被害等の予測モデル開発等の地球温暖化適応策
- ⑨ 農林水産分野の地球温暖化防止策及び適応策の技術を活用した国際協力等を推進し、地球環境保全に積極的に貢献する農林水産業を実現するために必要な対策に取り組んでいるところ。

○ 農林水産省では、国内外における温暖化問題に関する議論の高まりを踏まえ、「21世紀新農政2008」²⁾で掲げられた、

- ① 農山漁村地域全体で低炭素社会の実現を目指す取組
- ② 農林水産分野における省CO₂効果の「見える化」

を中心に、省内の地球温暖化・森林吸収源対策推進本部及び食農審・林政審・水政審地球環境小委員会合同会議において、農林水産分野における地球温暖化対策のさらなる強化について検討を開始。

1) 平成19年6月21日地球温暖化・森林吸収源対策推進本部決定

2) 平成20年5月7日食料・農業・農村政策推進本部決定

- その後、洞爺湖サミット開催を直前に控え、6月9日には福田総理から低炭素社会の実現に向けた「福田ビジョン」³⁾が発表され、同16日の政府の懇談会から提言⁴⁾がされ、低炭素社会づくり行動計画が7月中にとりまとめられる予定。
- 「福田ビジョン」及び懇談会提言の中で言及されているように、低炭素社会を実現していく上で、食料の自給率の向上と林業の振興が重要。また、森林、農地等のバイオマス資源を豊富に有する農山漁村は、食料、エネルギー、資源の供給源、供給基地としてこれまでとは比較にならないほど重要であり、21世紀を支える大きな可能性。
- 本合同会議でのとりまとめ、「福田ビジョン」等を踏まえ、農山漁村の可能性を最大限に発揮させ、農林水産分野が低炭素社会の実現に向けた先導役となるような施策を戦略に追加する方向。
- 今後、7月目途に「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」を改定し、地球温暖化・森林吸収源対策推進本部において決定。その後、平成21年度予算要求等に反映。

3) 『低炭素社会・日本』をめざして、平成20年6月9日福田総理スピーチ

4) 『低炭素社会・日本』をめざして、平成20年6月16日地球温暖化問題に関する懇談会提言

- ① 低炭素社会実現に向けた農林水産分野の貢献
- ② 農林水産分野における省ＣＯ２効果の「見える化」
- ③ 農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用を戦略に追加。

1. 低炭素社会実現に向けた農林水産分野の貢献

- 農林水産分野においては、森林吸収源対策、バイオマス資源の循環利用、食品産業等の環境自主行動計画の取組、施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策、環境保全型農業の推進による施肥量の適正化・低減、漁船の省エネルギー対策等を推進するとともに、農山漁村地域に賦存する様々な資源やエネルギーを有効活用することで化石資源への依存を減らすことが低炭素社会の実現に向けて重要。
- また、低炭素社会実現に向けた取組推進にあたっては、経済的手法の導入も視野に入れ、関係省庁との連携を図ることが必要。
- これらを踏まえ、様々な資源やエネルギーの供給源と需要先を含む地域的広がりの中で、その地域の人々が低炭素な生活を進める意識を持って、農山漁村地域に賦存する資源やエネルギーの利用・供給を進め、施策横断的に地域全体で温室効果ガス吸収・削減の取組を推進。
- 山村等に賦存する木質バイオマスについては、850万 m^3 の林地残材を中心に、年間1,000万 m^3 以上の資源が未利用となっており、これらの資源を社会全体で最大限に活用することによって相当な規模のＣＯ２排出を削減することが可能。このため、目に見える形で低炭素社会の実現に貢献していくため、山村の木質バイオマスの利用拡大に向けた取組を加速化。
- 具体的には、ＣＯ２吸収源となる森林の整備・保全を推進するとともに、林地残材、間伐材等のバイオマス資源の利用・供給を推進し、化石燃料の代替によりＣＯ２排出を削減。また、間伐材の住宅への利用に加え机や紙製品などの日常的な利用を推進。その際には、地域の特色やアイデアを盛り込みつつ、山村のみならず企業等の幅広い参画を得ながら取組を推進。

- また、農山漁村地域の実態を把握し、太陽光、農業用水やバイオガス等の自然エネルギーを有効活用する施設整備等を推進。

2. 農林水産分野における省ＣＯ２効果の「見える化」

- 農林水産業関係者の温室効果ガス排出削減の努力、木材製品の利用による炭素固定効果、バイオマスの化石資源代替効果等を消費者に見えるようにし、地球温暖化対策に資する農林水産業や農林水産物を振興することが重要。また、化石資源等ＣＯ２排出型資源からバイオマスへの転換を加速化することが重要。
- さらに、温室効果ガスの排出を国民が認識し、省ＣＯ２*型の生活を選択することに資することも重要。
- 農林水産分野における省ＣＯ２効果の「見える化」にあたっては、価格や品質を重視する消費者の選択傾向の実態、多種多様な表示が存在している現状、「見える化」の手法としては商品へのラベル表示以外にも多様な手法があることなどについて留意するとともに、関係省庁との連携を図ることが必要。
- このような状況を踏まえ、以下のような取組を推進。
 - ・ 農林水産分野の省ＣＯ２効果の「見える化」の展開方向、具体化に向けた課題等の検討を進め、平成21年3月までに検討結果をとりまとめる。
 - ・ 農水産物については、省エネルギー型の生産技術体系への転換や窒素肥料の使用の低減等省ＣＯ２効果の高い取組により生産されたものについて、消費者の選択に資するよう表示のあり方を検討。
 - ・ 木材・木質バイオマスについては、木材製品の利用による環境貢献度（炭素固定効果等）や木質ペレット等の利用による化石燃料代替効果を示すなど、省ＣＯ２効果の「見える化」に向けた表示のあり方を検討。
 - ・ 食品産業分野については、事業者によるＣＯ２排出・削減の「見える化」のあり方を検討。

※ 省ＣＯ２とは、本項においては、省エネルギーの促進等エネルギー需要面での対策、新エネルギー等の導入等のエネルギー供給面での対策等により、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素等の温室効果ガスの排出が削減・抑制されることをいう。

3. 農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用

- 農地土壌は、たい肥の施用、緑肥の導入等の適切な土壌管理を通じて、炭素を貯留することが可能であり、温室効果ガスの吸収源として重要な役割を有している。
- このような状況を踏まえ、農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能を向上していくため、モデル地区での実証を行うことなどにより、農業者や消費者の理解を得つつ、農地土壌への炭素貯留に効果の高い土壌管理を推進。
- 温室効果ガスの吸収源としての農地土壌は、大気・水と並ぶ重要な資源であることから、将来にわたってこれを健全な状態で保全していくため、土壌中の炭素含有量等について定期的なモニタリングを実施。
- 基盤整備の観点から農地土壌の炭素貯留機能を向上させるための実験事業を実施。